諮問庁:法務大臣

諮問日:令和3年11月30日(令和3年(行情)諮問第530号) 答申日:令和4年12月8日(令和4年度(行情)答申第382号)

事件名:特定刑事施設で販売される物品の価格の変更に関する連絡文書(特定

刑事施設保有)の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1の1に掲げる各文書(以下,順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい,併せて「本件請求文書」という。)の開示請求に対し,別紙1の2に掲げる各文書(以下,順に「文書1」ないし「文書14」といい,併せて「本件対象文書」という。)を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年4月13日付け名管総発第6 9号により名古屋矯正管区長(以下「処分庁」という。)が行った一部開 示決定(以下「原処分」という。)に不服があります。正しい開示を求め 審査請求を致します。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね別紙2の1及び2のとおりである。なお、添付資料は 省略する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和元年12月24日受付行政文書開示請求書により本件請求文書を含む複数の請求の趣旨に合致する行政文書の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行い、これを受けた処分庁が、本件請求の趣旨に合致する行政文書として本件対象文書を特定した上で、これらの文書についてその一部(以下「本件不開示部分」という。)を不開示とした一部開示決定(原処分)に対するものであり、審査請求人は、要するに、本件対象文書については、審査請求人が開示を求めた情報が含まれていないため、文書特定に不備がある旨を主張し、また、本件不開示部分のうち、文書7、文書10及び文書13の不開示部

分については、不開示としたことには正当な理由がなく、不当である旨を 主張しているものと解されることから、以下、これらの主張についてそれ ぞれ検討する。

なお、審査請求人は、開示の実施がなされた文書9について、一部不足している旨を主張しているところ、法14条1項に基づき行われる行政文書の開示の実施については、行政不服審査法1条2項に定める処分には当たらないと解されることから、本件審査請求のうち当該主張をする部分については、不適法なものである。おって、処分庁は、令和3年5月25日付けで、当該不足している文書の開示を実施している。

2 本件対象文書等について

- (1) 刑事施設における自弁物品販売等運営業務について
 - ア 刑事施設の被収容者等の自弁物品等の購入等について

刑事施設における被収容者等の自弁物品等の購入等については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。)51条の規定及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。)21条2号の規定に基づき、刑事施設の管理運営上必要な制限として、刑事施設の長が定める種類の物品について、刑事施設の長が指定する事業者(以下「指定事業者」という。)から購入するものに制限することができるとされている。

イ 法務省矯正局長が特に定める事業者について

刑事施設の被収容者に対する物品販売については、過疎地等に所在する施設においては近隣の取扱事業者が極めて少ないこと、取扱物品が多品種小ロットのため事業として採算ベースに乗りにくいこと等の理由により、施設ごとに指定事業者を選定することが困難であることから、法務省矯正局において、全国の刑事施設において被収容者に対する物品販売業務を安定的かつ継続的に運営できる事業者(以下「特定事業者」という。)を選定し、刑事施設の長が上記アの事業者を指定する際の便宜を図っている。

ウ 特定事業者の選定に係る公募について

特定事業者については、法務省矯正局が公募により選定しているところ、公募手続においては、応募事業者に対し、実施業務の内容を記載した仕様書を提示した上で、その内容に沿った自弁物品販売等の業務に関する提案を行わせ、その内容の審査結果に基づいて事業者を選定している。複数の事業者が応募した場合は、より優れた提案を行った事業者が選定されることになる。

エ 指定事業者又は特定事業者が取り扱う物品について 自弁物品等に係る商品については、法務省矯正局との協議により価 格, 仕様等を決定する全国の矯正施設において共通して取り扱う物品(以下「全国統一取扱物品」という。)と,特定の刑事施設の長との協議により価格,仕様等を決定する全国統一取扱物品以外の物品(以下「統一外物品」という。)があるところ,全国統一取扱物品については特定事業者が取り扱う物品であり,統一外物品については指定事業者(特定事業者である場合もある。)が取り扱う物品である。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書のうち、文書1、文書8及び文書9については、法務省 矯正局から刑事施設に対して全国統一取扱物品の変更等を周知する文書 であり、文書2及び文書3については、特定事業者から法務省矯正局に 対して全国統一取扱物品に係る商品の変更を申請する文書であり、文書 4ないし文書7及び文書10については、指定事業者から特定刑事施設 に対して統一外物品に係る商品の取扱終了等を連絡する文書であり、文 書11ないし文書14については、特定刑事施設から当該施設の被収容 者に対して統一外物品に係る商品の価格変更等を周知する文書である。

3 本件対象文書の特定の当否について

本件審査請求を受け、諮問庁において、処分庁担当者をして、改めて本件対象文書以外に本件請求文書の保有の有無を確認させたところ、処分庁において、本件対象文書以外に本件請求文書を保有しているとは認められなかった。

なお、処分庁は本件開示請求について、求補正(令和元年12月26日付け)及び意思確認(令和2年1月30日付け)を行い、これに対する審査請求人からの補正等を経て、本件請求の趣旨に合致する行政文書として本件対象文書を特定しているところ、当該補正等において、処分庁が特定した本件対象文書について特段の不服等を申し述べていないことからも、処分庁が本件対象文書を特定したことは妥当である。

- 4 本件不開示部分のうち,文書7,文書10及び文書13の不開示部分 (以下「本件請求不開示部分」という。)の不開示情報該当性について
 - (1)本件請求不開示部分のうち、別表1に掲げる部分について 本件請求不開示部分のうち、別表1に掲げる各部分については、法5 条各号に規定される不開示情報に該当しないことから、開示することが 相当である。
 - (2)本件請求不開示部分のうち、別表1に掲げる部分以外の部分について 特定刑事施設において取り扱われる全国統一取扱物品及び統一外物品 の内容については、指定事業者である特定事業者が、多種多様な商品の 中から、色、形状、サイズ、内容量、品質等の仕様、価格などを総合的 に勘案して法務省矯正局又は特定刑事施設に提案しているものである。

このことからすると、提案の具体的内容は、当該事業者が刑事施設における自弁物品等販売等業務を行う上でのノウハウに該当するものであり、特定刑事施設において取り扱われている商品に関する品名及びメーカーに関する情報並びに当該商品の価格を設定する根拠に関する情報が記録されている当該不開示部分が開示された場合、当該事業者と競合関係にある他の事業者等にとっては、当該不開示部分の情報から、そのノウハウを模倣した提案を行うことを容易ならしめることとなり、法務省矯正局が今後行う可能性のある自弁物品等販売業務に係る公募手続において現に当該業務を実施している事業者に対したやすく優位に立つことが可能になるといえる。

そうすると、審査請求人の主張の当否について判断するまでもなく、 そのような情報を開示することにより、特定事業者の公正な競争上の地 位及び正当な利益を害するおそれがあると認められることから、当該不 開示部分は法5条2号イに該当するといえる。

5 以上のとおり、本件請求の趣旨に合致する行政文書として本件対象文書を特定し、その一部を不開示とした部分のうち、本件請求不開示部分については、別表1に掲げる開示すべき不開示部分を除き、法5条2号イに規定する不開示情報に該当するとした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

① 令和3年11月30日

諮問の受理

② 同日

諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年12月17日

審議

④ 令和4年1月7日

審査請求人から意見書及び資料を収受

⑤ 同年11月4日

委員の交代に伴う所要の手続の実施、本

件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年12月2日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 本件対象文書を特定し、その一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の特定の当否並びに文書7、文書10及び文書13の不開示部分の不開示情報該当性を争うものと解されるところ、諮問庁は、別表1に掲げる部分を除き、原処分は妥当であるとしているが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、改めて検討した結果、別表2に掲げる部分についても開示することとするとの説明があったので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び上記の不開示部分のうち、別表1及び別表2に掲

げる部分を除く部分(以下「本件不開示維持部分」という。)の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1)審査請求人は、審査請求書において、文書9の1枚が別の文書であり 一部が欠けており、正しい開示を求めるなどと主張する。この点につい て、諮問庁は、上記第3の1において、令和3年5月25日付けで当該 不足している文書の開示を実施している旨説明するところ、当審査会に おいて、諮問庁から提示を受けた訂正書及び事務連絡文書の写しを確認 したところ、諮問庁の上記説明に符合する内容であり、審査請求人が主 張する文書は既に特定されているものと認められる。
- (2)審査請求人は、審査請求書及び意見書において、文書7や文書10は 受刑者に告知しなければ販売等することができず、値上げを受刑者に告 知した文書が見つかるはずであるなどと主張する。

この点について,当審査会事務局職員をして,諮問庁に確認させたと ころ,諮問庁はおおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件請求文書1は、特定年月Aから特定年月Bまでの間に、①価格変更について指定業者が特定刑事施設の長に連絡を行った文書の全て及び②価格の変更について協議を行った文書の全てを求めるものである。

なお、審査請求人は本件請求文書1に「平成19年5月30日付法 務省矯成第3342号被収容者の物品の保管等について(通達)」 と記載していたものの、開示請求書及び補正書の記載から、「平成 19年5月30日付け法務省矯成第3340号「被収容者に係る物 品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の運用について(依命通 達)」」に係る文書を求める趣旨であると解し、当該通達に係る文 書を特定した。

また,本件請求文書 2 は,特定年月 C から特定年月日 A までの間に, ①価格変更の協議を行った文書の全て及び②価格変更の連絡の文書 の全てを求めるものである。

- イ したがって、審査請求人の主張する被収容者への告知文書は、本件 請求文書1の①及び②のいずれにも当たらないことから、本件請求文 書1には該当せず、また、本件請求文書2の対象とする期間外の文書 であるため、本件請求文書2にも該当しない。
- ウ なお、処分庁は、本件請求文書1の①に該当する文書として、文書 1ないし文書10を特定し、本件請求文書2の②に該当する文書とし て、文書11ないし文書14を特定した。

本件請求文書1の②及び本件請求文書2の①に該当する文書については、全国統一取扱物品に関する価格変更は、特定事業者と矯正局

が協議を行うため、特定刑事施設において文書は保有しておらず、 また、全国統一取扱物品以外の物品に関する価格変更は、口頭で協 議を行っているため、文書は存在しない。

(3) これを検討するに、諮問書に添付された行政文書開示請求書及び補正書等の写しによれば、本件開示請求は本件請求文書1及び本件請求文書2を求めるものであると認められ、審査請求人が主張する被収容者への告知文書は対象文書として特定しなかったとする上記(2)ア及びイの諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、首肯できる。

そうすると、審査請求人が主張する被収容者に対する告知文書は、本件請求文書に該当するものとは認められない。

- (4)審査請求人はその他種々主張するものの、本件対象文書以外の文書の 存在について、具体的な根拠を示しているわけではなく、他に本件対象 文書以外の文書が作成又は取得されたことをうかがわせる事情も認めら れない。
- (5) 以上によれば、特定刑事施設において、本件対象文書の外に本件請求 文書に該当する文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特 定したことは妥当である。
- 3 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について
- (1) 刑事施設における自弁物品販売等運営業務についての上記第3の2 (1) の諮問庁の説明は、刑事収容施設法及び規則によれば、不自然、 不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。
- (2) 当審査会において、文書7、文書10及び文書13を見分したところ、文書7及び文書10は、特定事業者の特定刑事施設事業所から特定刑事施設に対して販売価格の変更を連絡する文書であり、文書13は、特定刑事施設において被収容者が購入することが許可される物品のうち、全国統一取扱物品に係る価格変更等について、被収容者に周知する文書であると認められる。

また、本件不開示維持部分は、文書7及び文書10の本文の一部及び記の1の表の「メーカー」欄の記載内容部分の全て並びに文書13の別紙の「商品名」欄の記載内容部分の一部である。文書7及び文書10の本文の一部には、特定事業者の商品価格設定に関する事情が記載されており、文書7及び文書10の記の1の表の「メーカー」欄並びに文書13の別紙の「商品名」欄の記載内容部分の全部又は一部には、特定事業者が取り扱っている具体的な商品名(メーカー名を含む。)が記載されていると認められる。

(3)本件不開示維持部分の不開示情報該当性について,当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ,諮問庁はおおむね以下のとおり補足して説明する。

- ア 特定刑事施設において取り扱われる全国統一取扱物品及び統一外物品の内容については、指定事業者である特定事業者が、多種多様な商品の中から、色、形状、サイズ、内容量、品質等の仕様、価格などを総合的に勘案して法務省矯正局又は特定刑事施設に提案している。
- イ 本件不開示維持部分に記載された商品名が開示された場合,特定事業者と競合関係にある他の事業者等にとっては,当該不開示部分の情報から,それを模倣した提案を行うことを容易ならしめることとなり,法務省矯正局が今後行う可能性がある自弁物品等販売業務に係る公募手続において現に当該業務を実施している事業者に対して優位に立つことが可能となり,特定事業者の公正な競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがある。
- ウ また,文書7及び文書10の本文の一部には,特定事業者が販売価格を変更するに至った具体的な事情が記載されており,これを公にした場合,特定事業者の正当な利益を害するおそれがある。
- (4) これを検討するに、刑事施設における自弁物品販売等運営業務に係る 上記第3の2(1)の諮問庁の説明を踏まえれば、本件不開示維持部分 を公にした場合、特定事業者の競争上の地位や正当な利益を害するおそ れがある旨の上記(3) イ及びウの諮問庁の説明は、これを否定するこ とまではできない。

したがって、本件不開示維持部分は、法5条2号イに該当し、不開示 としたことは妥当である。

- 4 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。
- 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、特定刑事施設において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三,委員 木村琢磨,委員 中村真由美

別紙1

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1

平成19年5月30日付法務省矯成第3342号被収容者の物品の保管等について(通達)10の(2)のコ(価格の変更を行う場合には事前にその旨を刑事施設の長に連絡し、協議を行うこと)に基づき、特定年月Aから特定年月Bまでの間特定刑事施設内で販売される物品の価格の変更について指定業者(販売業者)が特定刑事施設の長に連絡を行った文書のすべて及び価格の変更について協議を行った文書のすべて(特定刑事施設保有)

(2) 本件請求文書2

上記価格変更の協議を行った文書のすべて及び上記価格変更の連絡の文書のすべて(特定年月Cより特定年月日Aまでのもの(特定刑事施設保有))

2 本件対象文書

- 文書1 特定年月日B付け事務連絡「矯正施設における物品販売等の運営業務に係る取扱商品の変更等について」(特定刑事施設保有)
- 文書2 特定年月日C付け「商品の変更について」(特定刑事施設保有)
- 文書3 特定年月日D付け「商品の変更について」(特定刑事施設保有)
- 文書4 特定年月日E付け「商品変更のご提案について」(特定刑事施設保有)
- 文書 5 特定年月日 E 付け「商品の取り扱い終了について」(特定刑事施設 保有)
- 文書6 特定年月日F付け「商品の取り扱い終了について」(特定刑事施設 保有)
- 文書 7 特定年月日 G 付け「販売価格の変更について」 (特定刑事施設保有)
- 文書 8 特定年月日日付け事務連絡「矯正施設における物品販売等の運営業務に係る取扱商品の変更等について」(特定刑事施設保有)
- 文書 9 特定年月日H付け事務連絡「矯正施設における物品販売等の運営業務に係る全国統一取扱物品の販売価格変更について」(特定刑事施設保有)
- 文書10 特定年月日 I 付け「販売価格の変更について」 (特定刑事施設保有)
- 文書11 特定年月日 J 付け事務連絡「自弁物品に係る商品の価格変更について(お知らせ)」(特定刑事施設保有)

- 文書12 特定年月日K付け事務連絡「日用品の新規取扱物品について(お 知らせ)」(特定刑事施設保有)
- 文書13 特定年月日L付け事務連絡「自弁物品に係る価格変更・商品名統 一について(お知らせ)」(特定刑事施設保有)
- 文書14 特定年月日M付け事務連絡「自弁物品に係る購入物品変更について(お知らせ)」(特定刑事施設保有)

別紙2

1 審査請求書

第1 請求の趣旨

原処分に不服があります

正しい開示を求め審査請求を致します。

開示決定者 処分庁

第2 不服文書名とその理由

1 文書 9

特定年月日N付「販売価格の変更について」(以下「19号の5ケ」という。)のうち3枚中1枚が別の文書で有り⑤から⑬まで33個の商品が欠けています。

法務省より正規の特定年月日N付「販売価格の変更について」(以下「正規19号」という。)の開示を受けており何が足りないのか判るのです。

別の文書は日付なし「販売価格の変更について」であり調べたところ、特定 年月日N付特定商品A〇円から〇円4月1日変更文書でした。

別の文書ですので正しい開示を求めます。そもそも特定刑事施設より昔に開示を受けた特定年月日N付「販売価格の変更について」(以下「偽造文書」という。)は商品数が50点で正規19号は59点も有りまったく違います。

特定法人A全国取扱物品特定年月度Aと特定年月度Bで確認をした所、特定法人Aが販売していない値段の物品数点を発見。

調べた所、特定刑事施設独自販売特定法人B製下着類だと判りました。

特定商品B	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
特定商品C	〇円	〇円	〇円	〇円	
特定商品D	〇円	〇円	〇円	〇円	
特定商品E	〇円	〇円	〇円	〇円	

が書き加えられ、特定刑事施設で販売していない数点が消えています。証拠として偽装文書の写しを書写添付しますので事実確認願います。19号の5ケを見て頂ければ判る様にこの文書は特定法人Aが値上げをする物品を法務省矯正局に通知したもので有りそれを矯正局が特定刑事施設に転送したものだと思われます。

特定法人Aが販売していない特定法人B製下着類17点を書き加え,特定法人Aが値上げをしたが如くぎそうする事は完全な違法です。

それがバレない様に19号の5ケを⑤から⑬まで隠したり黒ぬりで判らないだろうと日付なしの特定商品Aの値上げ文書をまぎれこませたり、あまりにも悪質です。

今まで商品名とか散々不開示され黒ぬりされて来ましたが、特定刑事施設

(売店)事務所G支配人(以下「G支配人」という。)刑事施設職員の不正 をごまかすためだったのでしょうか?

販売業者のアイデアが盗まれるとか仕入れルートがあきらかになるとか色々 理由付けされていましたが、ふたを開けてみれば特定刑事施設の権益を守る ための黒ぬりの部分の多い事が判りました。

まずは今回正しい開示がされる事を求めます。

- 2 文書14
- 3 文書11
- 4 文書12

上記文書14及び文書11及び文書12のすべて特定刑事施設では販売されていません。

従って支所で販売されている物かと思われます。

私(審査請求人を指す。以下同じ。)が開示請求したのは特定刑事施設で販売されている物です。

5 文書13

すでに法務省が開示して公知の事実の部分まで不開示されていますので正しい開示を求めます。証拠として5枚の文書を提出します。

(中略)

等々が開示されています。

法務省と書きましたが間違いで特定刑事施設より開示された本件受付第19号の4特定年月日O付「刑事施設視察委員会提出資料」の別紙6 男子受刑者に自弁使用を許す物品に記載されています。

不正販売もみ消しのため公開をさけていますが, すでに開示されていますので開示を求めます。

6 文書 7

- (1)特定法人A全国取扱物品以外の特定刑事施設職員が独自に販売されている特定商品Cの値上げに関する文書ですが、まず特定商品Cの部分を不開示とする事はすでに開示されており出来ません。
- (2) 一部不開示理由として、事業者の販売事業や契約活動にえいきょうを及ぼす等、競争上の地位や正当な利益を害するおそれがあるので法5条2号イに該当する、とされています。

残念ながら本品を販売しているのは特定法人Aではなく特定法人Aの名前の影にかくれた特定刑事施設職員G支配人です。

刑事施設職員に競争上の地位もあるはずもなく正当な利益もありません。 利益をあげているのであれば違法です。

不開示理由が成立しませんので、開示を求めます。

7 文書10

(1) 各3枚特定商品D特定商品E特定商品B 特定法人A全国取扱物品以外

のG支配人が値上げをすると通知した文書ですが、特定商品D特定商品E 特定商品B及びサイズはすでに開示されており不開示とする事は出来ませんので開示を求めます。

(2)各3枚とも文書7と同じく特定刑事施設職員が勝手に販売している物品ですので特定法人A本社の正当な利益や競争上の地位の心配はありません。

刑事施設職員に競争上の地位も正当な利益もありませんので,不開示理由は成立しません。よって開示を求ます。

8 文書 7, 文書 10 が正式な公文書であるならば、G支配人より特定刑事施設への特定年月日 P 値上げ(〇%)の文書がなくてはならないのですが開示されておりません。

正しく開示を求めます。

9 文書13の7枚の文書中特定法人Aが値上げ(○%)の文書は受け取って おりますが、G支配人が販売している物品に関してはありませんので開示を 求めます。

第3 証拠方法

1

(1) 偽造文書写し写書証拠第1号証①と②を添付します。

第1号証②の後半18点がG支配人販売の特定商品C特定商品B特定商品 D特定商品Eの値段と同じである事を証明します。

- (2) 正規19号及び19号の5ケの商品数のちがう事及び特定法人A全国取扱物品で販売されていない18点が書き加わっている事を証明します。
- 2 証拠第2号証として、特定刑事施設開示本件受付第19号の4特定年月日 〇付「刑事施設視察委員会提出資料」別紙6 男子受刑者に自弁使用を許す 物品5枚(①から⑤)を提出します。
- (1)特定刑事施設が不開示とした日用品等の商品名がすでに開示済みの物がある事を証明します。
- (2) 商品名が開示されていなくとも特定商品Fだとか特定商品Gだとか等々 の品名がすでに開示され不開示と出来ない事を証明します。
- (3) 色・サイズ等の開示がすでにされ不開示と出来ない事を証明します。

第 4

本件一部不開示はG支配人(刑事施設職員)の不正及び利益を守るための部分が多くあり不当です。

開示出来る部分の開示を求めます。

偽造文書についてなかった事にするため私より盗む事も考えられます。すで にいくつもの違法行為を働いている以上後ひとつ犯罪を犯すぐらい何でもな い事でしょう。

更に傷を深めるかどうかは判りませんが、こうして刑事施設の目にとまる様

にしている以上その時の反撃対応は考えてあります。 どうか正しい対応を求めます。

2 意見書

- 第1 理由説明書への反論
 - (1) まず始めに特定事業者だの指定事業者だのと、どの様にでもごまかせる 手法がとられていますので明確にさせて頂きます。
 - ア 特定事業者

特定法人A 特定住所

イ 理由説明書2(2)の指定事業者 特定法人A特定刑事施設(売店)事業所

ウ 特定刑事施設

特定刑事施設

(2)理由説明書2(2)指定事業者(特定法人A特定刑事施設売店)が特定 刑事施設に対して「統一外物品」の取扱終了等を連絡する文書である旨主 張されていますが、特定法人A特定刑事施設売店は指定事業者ではありま せん。それと等とごまかしの部分の補足をします。

(補足) 取扱終了だけでなく「販売価格の変更について」を連絡した文書 が多数ある事を補足します。

(証拠①)

令和元年(行情)諮問第295号 理由説明書及び別紙

諮問庁:法務省(以下「諮問295号」という。)

この文書は特定年月日P付名管総発第27号行政文書開示決定通知書(以下「名管27号」という。)の決定に対する審査請求に対し、総務省情報公開・個人情報保護審査会から送付されたものです。

- (一) 定期物品購入コード表 (特定年月Aから特定年月Bまで) 特定刑事施設で販売されている日用品の申込用紙のことです。
- (二)特定年月日Q付事務連絡「自弁物品に係る商品及び価格変更について(お知らせ) (特定刑事施設作成保有) (以下「3月事務連絡」という。)

別紙 特定年月日N付「販売価格の変更について」(特定刑事施設作成) (商品50点の値上げを受刑者に告知した文書) (以下「偽造文書」という。)

 A_{\circ}

諮問295号理由説明書2にて法務省は特定刑事施設で販売されている日 用品(当然「統一外物品」をふくむ)は特定法人Aであると証言をされて います。

従って本件諮問530号理由説明書2(2)の特定法人A特定刑事施設売

店が指定事業者で有り「統一外物品」の販売を行っているとの主張と相反 し整合性のとれていない事を立証いたします。

(証拠②) 特定年月日R付特定番号 特定法人A領収書

特定刑事施設資金前渡官吏あて 特定法人A

特定住所

事業所名特定法人A特定刑事施設売店 発行担当者印

Α.

領収書の発行担当者の印は特定法人A特定刑事施設売店ですが、あくまでも特定法人Aの事業所に過ぎぬ事を立証します。

特定法人Aの住所,電話番号が書かれており,納税の責任は特定法人Aに有り特定法人A特定刑事施設売店は物品販売に対する納税をしていません。

納税も出来ぬ指定事業者などあるはずもありません。

(3) 本件理由説明書3への反論

保有の確認をしたが、なかったとの主張ですが、法的に必ずなければならない文書ですので、この申立の後必ず見つかるはずです。

見つかる文書は本件令和2年6月1日付審査請求書第2の8に記した特定商品C等衣類の値上げを受刑者に告知した文書の事です。

(証拠③)

3月事務連絡(証拠③A)別紙 偽造文書の2点

この文書は特定刑事施設受刑者に対し日用品販売事業者が「統一外物品」 をふくむ商品50点の値上げ通告があったと特定刑事施設が作成し受刑者 に告知した文書として名管27号で開示された文書です。

つまり本件理由説明書2(2)に書かれた文書4ないし文書7及び文書1 0の「統一外物品」の販売価格の変更や終了の連絡文書である以上当然受 刑者への告知は必要となります。

この告知文書が3月事務連絡で有り別紙偽造文書です。

文書7 (特定商品Cの値上げ連絡) や文書10特定月日値上げ(特定商品 D等の連絡) は受刑者に告知しなければ販売等出来ません

Α.

見つかるはずの文書はこの2点です。

この2点の文書は審査請求がされ現在継争中です。

諮問295号は届いていますが、いまだ裁決書は現在届いていません。 継争中の文書を廃棄する事は出来ませんのであしからず。

R

また諮問295号の関係上、法務省や審査会にも諮問295号理由説明書別紙の証拠物として必ずありますのでよろしくお願いいたします。

(証拠4))

特定年月日N付「販売価格の変更について」特定法人Aから法務省矯正局 へ商品59点の値上げ連絡した文書(以下「正規文書」という。)

偽造文書と商品数の違う事及び「統一外物品」のない事を証明します。

これは特定年月日 S 付法務省矯総第 8 4 8 号で法務省より開示されたものです

偽造文書が法務省へ送付されていない事を立証します。

(証拠③) についての追加

諮問295号理由説明書別紙 3月事務連絡は当該理由説明書2にて特定 刑事施設の受刑者に対し自弁物品の価格変更を周知している連絡文書であ ると証言されている事を証明します。

(証拠⑤) 法

諮問庁は理由説明書3にて情報提供に対して不服ものべず開示文書を特定 したのは請求人だから、この開示は妥当との主張をされているのですが無 茶苦茶ですので反論します。

法22条で規定されている的確な開示が出来る様に。

公文書等の管理に関する法律7条に規定するものの他当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供をする事が定められているのに守られていません。

文書管理ファイルにあるはずの3月事務連絡,偽造文書が失態,義務違反 を犯しているのは行政の方です。

もちろん黒ぬり出来ない部分をぬりつぶし3枚ある文書の1枚をかくしたり3月事務連絡や偽造文書をかくしたりわざとである事は明白です。

100歩ゆずったとしても継争中の文書がない等ひど過ぎです。

国民をなめすぎです。

この諮問庁の理屈で行けば、正しい情報提供をせず嘘をついても国民が行 政機関の情報提供を信じて開示請求を行った場合は、国には嘘や間違った 情報提供を行った責任はなく、すべては嘘を信じた国民が悪いとのえぐい 主張をされているのですが本当ですか?

まして国民は、どの様な行政文書があるのか100%判るはずもなく100%判っていないのが悪いとの主張は悪質過ぎです。

まして不正をごまかす物なので悪質です。

第2 証拠の提出

(証拠①)

諮問295号理由説明書及び別紙(一)定期物品コード表(二)3月事務 連絡は継争中ですので総務省審査会にありますので確認を願います。

(証拠②)

特定年月日R付特定法人A領収書は意見書に添付します。

(証拠③) (証拠③A) (商品名証拠に記入)

3月事務連絡及び偽造文書(2枚)を添付提出します。

(証拠④) (商品名証拠に記入)

正規文書(3枚)を添付提出します。

(証拠⑤)

法は法律ですので確認をして下さい。

第3 本件理由説明書別紙への反論

別紙1(1)にて、3342号通達と書かれていますが間違いです。

正しくは平成19年5月30日付法務省矯成訓第3340号(依命通達)であり3342号ではありません。

根本が間違っていますので反論しておきます。

第4 本件理由説明書2(1) ウに記された仕様書についての補足と反論 令和2年9月法務省矯正局作成「仕様書」(以下「仕様書」という。) (仕様書6 取扱物品(3)。)

自弁物品等の仕様及び価格については可能な限り全国統一で提供、特に衣類についてはこの点に留意すること。

と定められている事を念押しします。

この仕様書は特定事業者に定められたものである事は理由説明書にて諮問庁 が認めています。

つまり特定法人Aは「統一外物品」(特に衣類)の販売は認められておらず例外は一部サイズの欠品等の特別な事情が必要であることを立証いたします従って特定刑事施設で販売されている「統一外物品」の特定法人B製下着類は価格のちがう事から特定法人Aでは販売出来ません。

(1) 本件理由説明書4(2)への反論

特定法人Aが特定事業者「統一外物品」についても特定刑事施設に提案している旨の主張されているのですが、販売出来ない商品の販売の提案などするはずも出来るはずもなく、この主張が嘘である事をこの仕様書により立証します。

また本件理由説明書2(2)において「統一外物品」の販売は指定事業者 (特定法人A特定刑事施設売店)が行っている旨主張されているのですが 主張に整合性がありません

(2) 仕様書で定められた事業者が提出する「物品申請書」も「物品リスト」も特定刑事施設が事業者に提出する「購入物品一覧表」も特定刑事施設に係る「諸経費(光熱水費等)の請求書と領収書」もなく、売店従業員が特定刑事施設に入る時に必要な手続書類も、納入宅配業者を使用する時に必要な協議書類も、仕様書で定められた特定事業者が提出する文書が何ひとつないのです。(すべて開示済み)

訓令3339号16条,3340号10で国が定めた指定事業者選定に必要な調査結果すらありません。

暴力団や反社会性があるのか?受刑者と関わりがあるのか?

どんな商品がいくらで販売されるのか?すら判らず契約をしたというのです(すべて開示済み) 何がいくらで売られるのか?が決まっていないので不正販売のやりたい放題となっています

特定法人Aが矯正局の文書(定めたもの)を提出しない事はあり得ません。

さて「統一外物品」は誰が販売を行っているのでしょうか?

特定法人Aでない事は立証済みです。

特定法人A特定刑事施設売店だとすれば領収書は特定法人Aのものですので大問題です。

そして本件理由説明書も諮問295号理由説明書も主張はめちゃくちゃで整合性がありません。

長年の開示請求等で言い訳されそうな部分の逃げ道はすべてふさいだつも りです

そろそろ, とかげのしっぽ切りでも何でも結着をつける頃合だと思います のでよろしくお願いします。

別表1

対象			
文書	新たに開示する部分		
文書	 記の1の表の「商品名」欄(5つの欄		左記各欄の記載部分全部
7	全て)		
文書	1枚目	記の1の表の「商品名」欄	左記各欄の記載部分全部
1 0		(5つの欄全て)	
	2枚目	記の1の表の「商品名」欄	左記各欄の記載部分全部
		(4つの欄全て)	
	3 枚目	記の1の表の「商品名」欄	左記各欄の記載部分全部
		(4つの欄全て)	
文書	日用品	「コード」001,002の	左記各欄の1文字目ないし3
1 3	購入物	「商品名」欄	文字目及び7文字目以降全部
	品一覧	「コード」003の「商品	左記欄の1文字目ないし3文
	表	名」欄	字目及び12文字目以降全部
		「コード」005,006の	左記各欄の7文字目以降全部
		「商品名」欄	
		「コード」011~019の	左記各欄の記載部分全部
		「商品名」欄	
		「コード」020の「商品	左記欄の10文字目以降全部
		名」欄	
		「コード」021の「商品	左記欄の4文字目以降全部
		名」欄	
		「コード」022の「商品	左記欄の10文字目以降全部
		名」欄	
		「コード」030の「商品	左記欄の記載部分全部
		名」欄	
			左記欄の10文字目以降全部
		名」欄	
		「コード」041の「商品	左記欄の11文字目以降全部
		名」欄	
		「コード」042の「商品	左記欄の12文字目以降全部
		名」欄	ナシタ棚のシギが八人が
		「コード」060,061の	左記各欄の記載部分全部
		「商品名」欄	七到棚の0本点日以版人並
		「コード」075の「商品	左記懶の8乂子日以降至部

名」欄	
	093の 左記各欄の記載部分全部
「コード」096, (097の 左記各欄の1文字目ないし5
	文字目及び13文字目以降全
	71辛
「コード」 0 9 8 , () 99の 左記各欄の11文字目以降全
「商品名」欄	部
「コード」 1 0 0 の)「商品 左記欄の記載部分全部
名」欄	
「コード」 1 0 3 ~ 1	107の 左記各欄の記載部分全部
「商品名」欄	
「コード」108の)「商品 左記欄の23文字目
名」欄	
「コード」 1 0 9 σ)「商品 左記欄の記載部分全部
名」欄	
「コード」 1 1 0 ~ 1	112の 左記各欄の15文字目以降全
「商品名」欄	部
「コード」 1 1 3 ~ 1	115の 左記各欄の17文字目以降全
「商品名」欄	部
[コード] 120~	
「商品名」欄	部
	125の 左記各欄の7文字目以降全部
「商品名」欄	
「コード」130~1	132の 左記各欄の記載部分全部
「商品名」欄 「コード」 1 4 0 σ	、「益日」と記憶の1女ウロシン、「 立
名」欄)「商品 左記欄の1文字目ないし5文 字目
1	
	文字目及び13文字目以降全
'[D] LL 7L] 1 M	部
「コード」144の	
名」欄	字目及び10文字目以降全部
[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	
名」欄	277 1277 2277
「コード」 1 6 2 ,	180~ 左記各欄の記載部分全部
207の「商品名」構	Į

		,
	$[\neg - F] 208 \sim 216,$	左記各欄の8文字目以降全部
	224の「商品名」欄	
	「コード」 2 1 7 ~ 2 2 2 0	左記各欄の9文字目以降全部
	「商品名」欄	
	「コード」 2 2 3, 9 0 0,	左記各欄の記載部分全部
	$901, 324 \sim 340, 3$	
	80, 344, 345, 35	
	1~360の「商品名」欄	
	「コード」 448~450の	左記各欄の記載部分全部
	「商品名」欄	
	「コード」 3 4 6 ~ 3 5 0 の	左記各欄の記載部分全部
	「商品名」欄	
	「コード」 300~302,	左記各欄の記載部分全部
	4 4 4 , 4 4 5 , 3 0 3 , 3	
	$04, 308 \sim 314, 44$	
	6, 447, 315, 31	
	$6, 320 \sim 323, 341$	
	~343の「商品名」欄	
郵券購	「商品名」欄	左記欄の記載部分全部
入物品		
一覧表		
教育許	「コード」002の「商品	左記欄の5文字目以降全部
可購入	名」欄	
物品一	「コード」003の「商品	左記欄の7文字目以降全部
覧表	名」欄	
	「コード」004,005の	左記各欄の記載部分全部
	「商品名」欄	
	「コード」006の「商品	左記欄の5文字目以降全部
	名」欄	
	「コード」007の「商品	左記欄の9文字目以降全部
	名」欄	
	「コード」008の「商品	左記欄の10文字目以降全部
	名」欄	
	「コード」 0 0 9 ~ 0 1 1 の	左記各欄の記載部分全部
	「商品名」欄	
1 1		
	「コード」012の「商品	左記欄の1文字目及び2文字

	T =	
	「コード」013の「商品	左記欄の1文字目ないし9文
	名」欄	字目
	「コード」015の「商品	左記欄の記載部分全部
	名」欄	
	「コード」016の「商品	左記欄の1文字目ないし5文
	名」欄	字目
	「コード」017の「商品	左記欄の1文字目ないし5文
	名」欄	字目
	「コード」018の「商品	左記欄の1文字目ないし5文
	名」欄	字目及び11文字目以降全部
	「コード」019の「商品	左記欄の記載部分全部
	名」欄	
	「コード」020の「商品	左記欄の6文字以降全部
	名」欄	
	「コード」 0 2 2, 0 2 4 の	左記各欄の記載部分全部
	「商品名」欄	
	「コード」025の「商品	左記欄の1文字目ないし3文
	名」欄	字目
	「コード」026の「商品	左記欄の7文字目以降全部
	名」欄	
	「コード」 0 2 7 ~ 0 2 9 の	左記各欄の記載部分全部
	「商品名」欄	
	「コード」030の「商品	左記欄の1文字目ないし4文
	名」欄	字目及び7文字目以降全部
	「コード」 0 3 1 ~ 0 3 4 の	左記各欄の1文字目及び2文
	「商品名」欄	字目並びに9文字目以降全部
	「コード」036の「商品	左記欄の記載部分全部
	名」欄	
	「コード」037の「商品	左記欄の1文字目ないし8文
	名」欄	字目及び13文字目以降全部
	「コード」039の「商品	左記欄の記載部分全部
	名」欄	
	「コード」 0 4 1 ~ 0 5 2 の	左記各欄の5文字目以降全部
	「商品名」欄	
医療許	「コード」004の「商品	左記欄の記載部分全部
可購入	名」欄	
物品一	「コード」006の「商品	左記欄の9文字目以降全部

	Ι	
覧表	名」欄	
	「コード」007の「商品	左記欄の11文字目以降全部
	名」欄	
	「コード」 0 1 1 ~ 0 2 5 の	左記各欄の記載部分全部
	「商品名」欄	
	「コード」030の「商品	左記欄の1文字目ないし7文
	名」欄	字目及び10文字目以降全部
	「コード」031の「商品	左記欄の記載部分全部
その他	「コード」005~010の	左記各欄の記載部分全部
購入許		
可物品	「コード」 0 1 4 , 0 1 5 の	左記各欄の1文字目ないし5
一覧表	 「商品名」欄	文字目及び12文字目以降全
		部
	「コード」 0 1 6, 0 2 8 ~	左記各欄の記載部分全部
	030の「商品名」欄	
		左記欄の13文字目以降全部
	名」欄	
	「コード」033の「商品	左記欄の記載部分全部
	名」欄	
	「コード」036の「商品	左記欄の14文字目以降全部
	名」欄	
	「コード」 0 3 7, 0 3 8,	左記各欄の記載部分全部
	001, 003, 0310	
	「商品名」欄	
	「コード」034の「商品	左記欄の17文字目以降全部
	名」欄	
	「コード」004の「商品	左記欄の1文字目ないし7文
	名」欄	字目及び10文字目以降全部
	「コード」 0 3 5, 0 1 3 の	左記各欄の記載部分全部
	「商品名」欄	
	「コード」021の「商品	左記欄の1文字目ないし5文
	名」欄	字目
	「コード」022の「商品	左記欄の記載部分全部
	名」欄	
(沙) 丰山の力	・ ・字数の数え方については 記号	

(注)表中の文字数の数え方については、記号及び括弧も1文字と数える。

別表 2

対象	新たに開示する部分			
文書				
文書	日用品	「コード」052の「商品	左記欄の記載部分全部	
1 3	購入物	名」欄		
	品一覧	「コード」075の「商品	左記欄の1文字目ないし7文	
	表	名」欄	字目	
		「コード」077の「商品	左記欄の7文字目以降全部	
		名」欄		
		「コード」108の「商品	左記欄の1文字目ないし15	
		名」欄	文字目	
	教育許	「コード」 053~064の	左記各欄の記載部分全部	
	可購入	「商品名」欄		
	物品一			
	覧表			
	その他	「コード」021の「商品	左記欄の6文字目以降全部	
	購入許	名」欄		
	可物品	「コード」027の「商品	左記欄の記載部分全部	
	一覧表	名」欄		

⁽注)表中の文字数の数え方については,括弧も1文字と数える。